

会 告

2015年度は代議員、理事改選の年になります。

代議員の選挙権（投票権）は「2015年1月1日現在会費を完納した正会員」（一）日本移植学定款施行細則となっており、選挙代議員の定数は専門科目区分ごとに会員数により比例配分されます。

専門科目区分の調査は10月に調査カードを送付いたしますので、ご協力下さいますようお願い致します。

調査カードのご返送がない場合は、区分不明として選挙人名簿に記載し、異議申し立てをしない限り選挙権は与えられませんのでご了承ください。

専門科目区分

- 第1区分 基礎医学・再生医療
- 第2区分 肝・小腸移植関連
- 第3区分 膵・膵島移植関連
- 第4区分 心・肺移植関連
- 第5区分 腎移植関連
- 第6区分 造血幹細胞移植
- 第7区分 組織移植（骨・角膜・皮膚等）
- 第8区分 移植関連検査（感染症・HLA・血中濃度測定・病理等）
- 第9区分 救急・脳外科
- 第10区分 移植コーディネーター・看護師・臨床工学技士・薬剤師等
- 第11区分 精神医学・法律・倫理・教育・社会活動

専門科目区分においては内科・外科・小児科をとりません。

臓器がまたがる場合にはどちらかひとつを選んでください。

2014年9月

(一) 日本移植学会選挙管理委員会
委員長 伊藤 壽記